

県政経営会議資料
平成20年(2008年)8月5日
経営企画室・人事課・自治振興課

総合地方機関のあり方について (論点整理)(案)

平成20年8月
滋賀県

はじめに

滋賀県では、平成13年4月に「県庁の分権化を進め、地域のことは地域で責任を持って、機動的、総合的に対応する」ため、県事務所、健康福祉センター、土木事務所を統合し、地域振興局を設置しました。その前年の平成12年は地方分権推進一括法が施行され、まさに「地方のことは地方で」という目標のもと、地域社会の自己決定・自己責任の領域の拡大を目指す動きが現実化しつつある時代でありました。地域振興局制度は、県庁内でその動きをいち早く取り入れ、時代に対応すべく設けられた制度であり、滋賀県の地方分権の志を示すものといえます。

しかし、時代の変化は一段とスピードを増し、合併特例法のもと「基礎的自治体が地域の行政を一貫して自主的、自立的に実施できるようにする」ため市町村合併が進んでいきます。滋賀県でも、平成16年10月の甲賀市、野洲市、湖南市の誕生を皮切りに、平成18年3月の大津市・志賀町の合併まで11回の合併が行われ、50市町村が26市町へと再編されました。現在、合併新法に基づき更なる市町村合併に向けての取組が進められる一方、第29次地方制度調査会では小規模市町に対する方策も含め基礎自治体のあり方が議論されています。このように、合併に伴い市町の基礎的な行財政能力が大幅に向上するなど、市町は分権時代において果たすべき基礎自治体としての機能を名実ともに備えつつあります。

また、去る5月28日に出された地方分権改革推進委員会の第1次勧告においては、基礎自治体優先の原則の下、住民に身近な行政は、できる限り、より身近な地方自治体である市町が担うのがふさわしく、地域における事務は基本的に基礎自治体である市町が処理し、都道府県は、広域自治体として、広域にわたるもの、その規模および能力において市町が処理するのが適当でないもの等を処理するとしています。そして、まちづくり・土地利用規制等、福祉・保健・医療および教育などの住民の日常生活に密接に関連する事務を中心に県から市町へと権限移譲を進めることとしています。今後、滋賀県でも、このような権限移譲を人的支援、必要な財源措置と併せて積極的に推進していく必要があります。

このように、市町が基礎自治体としての機能を備えつつある現在、分権時代の県と市町の役割を踏まえ、総合地方機関のあり方を考えることが必要です。地域振興局設置当時の理念である「地域のことは地域で責任を持って、機動的、総合的に対応する」ことから、今、県に求められる「規模および能力において市町が処理するのが適当でないものを処理する」ことへ、いわば「総合化から専門化へ」と、県の地方機関のあり方を見直し、今後、迅速的確な対応が必要となる危機管理事案や子育て、医療等の県民の安全と暮らしを守る重要課題を県として適切に処理できる体制としていく必要があります。

滋賀県の財政状況は、今年度以降も財源不足が拡大すると見込まれており、また、財政調整基金の残高も底をつくという、非常事態とも言うべき状況であり、県の組織を常にあるべき姿となるように見直していく必要があることは言うまでもありません。先に述べたとおり、時代は今も大きく動きつつあります。国においては道州制の議論も進んでおり、地方自治の大きなフレームは未だ最終の姿を見せていない段階ではありますが、それを待っている訳にはいきません。時代の先を読みつつ、現段階でベストの姿となるよう、県の総合地方機関のあり方を探っていく必要があります。

今回は、このような考え方により、総合地方機関の持つ諸機能、総合地方機関という組織形態、その所管区域について、市町との十分な意見交換を行いつつ、広く庁内の意見を求め、論点の一定の整理を図ろうとするものです。

1 振興局、地域振興局および県事務所の現状

(1) 設立

平成13年4月に従来の県事務所、健康福祉センターおよび土木事務所を統合し、6つの地域振興局（湖南、甲賀、東近江、湖東、湖北、湖西）を設置

(2) 設立時の考え方

県庁の分権化を進め、地域のことは地域で責任を持って、機動的、総合的に対応することを旨とする。

(3) 地域振興局の主な機能

・地域経営・総合調整機能

（地域経営） 各地域振興局の圏域の一体的、総合的發展を図るため、圏域内の総合的な地域経営を行う機能。なお、サービス提供機能として地域振興局が担う県行政の地方機関としての業務においても、圏域の視点に立った事業の展開が行われているが、その部分はサービス提供機能の一部ととらえる。

（総合調整機能） 従来の各事務所、各部局により縦割りで所管されていた事業について部局横断的、機動的な対応を行うため、組織を地域振興局として一体化し、強化された機能

・市町への支援機能

圏域内の市町の行財政システムの構築の支援、政策立案の補完および助言の機能ならびに市町合併の推進の支援機能。なお、この機能についても、地域経営機能と同じく、サービス提供機能として行う各行政分野において市町の支援を行うことがあるが、その部分はサービス提供機能の一部ととらえる。

・サービス提供機能

県民生活・商工労働、税務、健康福祉、環境、森林、農業、土木等の各行政分野において、地域振興局として組織される以前から、各事務所が担ってきた県の地方機関としての行政サービス提供の機能

・危機管理機能

現地に近いところで初期対応および情報収集を行うため、圏域をエリアとし、地域振興局として総合的な体制で局長の指揮命令のもと行う危機管理の機能

(4) 平成17年4月の再編

市町村合併の進展状況により、段階的に所管区域の広域化と機能の見直しを行うこととし、甲賀地域振興局および湖西地域振興局について、地域経営機能および市町への支援機能をそれぞれ南部振興局と本庁に集中化し、行政サービス提供機能と危機管理機能を担う甲賀県事務所と高島県事務所を設置した。

2 総合地方機関の見直しの背景

(1) 分権型社会における県と市町の役割分担の明確化

分権型社会では、県と市町はそれぞれの性格に応じた役割分担を明確にし、相互に競合しないようにしながら対等のパートナーとして連携、協力することが必要である。

市町優先の原則、近接および補完性の原理を踏まえ、市町は住民に身近な基礎自治体として住民の日常生活に直結する仕事を総合的に処理し、県は市町を包括する広域の自治体として広域的、専門的な行政サービスの提供を担い、必要に応じて市町を補完する。

地方分権の進展に伴い、このような考えを基本に、総合地方機関の担う地域経営機能、市町への支援機能を見直していく必要がある。

(2) 市町村合併の進展

地域振興局設置の当時に比較し、大幅に市町村合併が進展し、市町の行政区域や財政的、人的規模が拡大強化され、基礎自治体として行政能力が一段と向上している。このように、市町合併により分権型社会の市町の役割を担いうる能力を備えた基礎自治体が整備されてきていることから、総合地方機関の地域の経営主体としての使命を見直していく必要がある。

一方で、人口1万人未満の町が8団体存在するほか、合併新法に基づき3地域で市町合併の推進の構想がある状況であることから、すべての市町において基礎自治体としての体制が整うまでは、県は、当面、政策立案機能の補完、行財政能力の向上を支援するなどの市町への支援機能を果たしていくことが求められる。

(3) 県から市町への権限の移譲

市町優先の原則、近接および補完性の原理から、法律レベルにおいても福祉、医療保健、教育、まちづくり、事業活動規制等の分野で、今後、県から市町へ権限を移譲することが議論されているほか、県独自で住民サービスの向上、市町の個性ある地域づくりの推進、事務処理の効率化が図られるような事業について、更に市町に権限を移譲することも検討する必要がある。

このように県民に身近な行政サービスが、市町に移譲されるならば、当然、その事務を担っていた機関については、行政サービス機能、所管区域のあり方を検討していく必要がある。

(4) 県の組織の見直し

地方自治体を取り巻く厳しい財政状況の中、県の果たすべき広域的、専門的機能を将来にわたり担っていくためにも、人員削減を進め、スリムでコンパクトな体制を構築するとともに、迅速で効率的な事務執行に徹する必要がある。

この点からも、総合地方機関の形態が今後も必要であるかどうか、また、行政サービスの事務の現状から現在の組織、所管区域が妥当であるか検討する必要がある。

以上のような総合地方機関を取り巻く背景を踏まえ、平成20年3月に策定した「新しい行政改革の方針」の取組項目「4 社会環境の変化や県の役割を踏まえた組織・機構の見直し」の一つとして総合地方機関の見直しに取り組むものである。

3 総合地方機関としての機能について

地域振興局設置後7年を経過し、「県庁の分権化を進め、地域のことは地域で責任を持って、機動的、総合的に対応することを目指す。」という所期の目的が達成できたかどうかの検討を行う。

(1) 部門間の総合調整機能について

市町合併の推進、環境問題・開発事案への対応、危機管理事案等において機動的、部局横断的な対応が有効に機能したほか、地域振興局内会議、地域振興局管内の関係機関の調整会議の開催等により、課題、情報の共有化が図れ、振興局等の総合調整機能の発揮につながった。

一方で、令達予算により執行される事業、本庁の企画・立案に係る事業については、本庁の担当部局の意向により事業執行が図られるため、振興局等内のみで総合的に調整することができず、本庁との調整が必要となるなど、現在の事業執行の仕組みでは振興局等で調整機能が十分果たせない場合も多かった。

これらのことから、本庁各部の意向に従い執行される事業が関係する場合は振興局等での調整には限界があったものの、地域振興局の設置により、地域で対応できる課題については管内の調整機能は向上し、成果をあげることができたといえる。

(2) 圏域振興機能について

平成15年の滋賀県中期計画策定にあわせ、圏域ごとに地域振興局が中心となり地域振興プランを策定し、市町村横断的な地域振興の構想を示すことで地域にふさわしい振興策を示すことができ、また、このプランに基づき地域振興局自らが振興策を展開し、市町の施策を誘導・調整してきたことは地域の均衡ある発展に寄与する取組みであったといえる。更に、そのことが市町の主体的な地域振興の取り組み体制の芽生えにつながったという面もある。

なお、このような目に見える事業展開のみでなく、局長を先頭に現場に近いところで情報を収集し、様々な面で地域経営的な視点で目配りをするすることで、住民、市町の信頼を得、円滑な事業執行が可能となるなどの効果もあった。

一方で、地域振興プランの実施については、地域振興局の予算、権限が限定され、事業の多くが本庁の方針で動いており、実効性が乏しかったという面は否めない。

その他、市町合併の進展により、地域振興プランが市町の総合計画と重複し、実施主体が振興局等か市町か不明確となったという面もある。

これらのことから、圏域の総合的な地域振興プランを作成し、展開したということ自体は評価できるが、プランの実施については予算、権限が限定され総合的な地域経営には至らなかったといえる。更に、合併後は、市町との役割分担が不明確となっているといえる。

(3) 地域課題の解決、まちづくり機能について

地域予算を活用した圏域振興事業では、地域それぞれの課題の解決や地域の特性を活かした個性あるまちづくりの推進について成果が得られた。特に、事業を住民、NPO、

事業者、市町等との協働により進めることにより、意識が高まり、住民や市町の主体的取組みの芽生えにつながったともいえる。

一方で、圏域振興事業は予算、事業内容が限定的であり、縦割りサービスの隙間を埋めるような事業となり、地域経営の観点では事業展開は十分ではなかった点は否定できない。

これらのことから、振興局等の地域予算により実施してきた圏域振興事業は、予算、内容が限定的であり、スポット的な事業とならざるを得なかった面はあるものの、振興局等の独自の取組みとして展開でき、地域課題の解決・まちづくり機能としては所期の成果が上げられ、しかも、市町・住民の主体的取組へとつながったといえる。

以上の評価から、振興局等においては、予算、権限等が限られ、一定の限界はあったものの、圏域振興プランを作成し、地域にふさわしい振興策を展開するとともに、地域予算による圏域振興事業の実施により地域課題の解決、個性あるまちづくりの推進に寄与してきた。そして、これらの展開が、市町、住民等へと受け継がれ、その主体的取組へつながってきているといえる。

また、振興局等の市町村合併の支援の機能により、県内の市町村合併も大幅に進展し、県内の市町は着実に基礎自治体としての能力を備えつつある。その点では、振興局等はその使命を果たし、振興局等に期待された地域の総合経営機能は市町が担うべきものとなってきている。

4 総合地方機関の見直しの基本的な視点

(1) 分権社会の実現に向けた見直しー総合化から専門化へー

市町優先の原則を踏まえた見直し

- ・地域振興、圏域振興等は、市町が主体となる見直し
- ・住民に身近な行政サービスは市町が担うという考え方による権限移譲の推進を視野に入れた見直し

市町を包括する広域自治体としての県の役割を發揮できる見直し

- ・迅速的確な対応が必要となる危機管理事案や子育て、医療等の県民の安全と暮らしを守る重要課題など県が担うべき広域的な行政、専門性を要する行政等の充実・強化につながる見直し

小規模町等への支援機能も考慮した見直し

地方分権改革推進委員会、地方制度調査会の議論を見据えた見直し

市町からも、県と市町の役割を明確にし、県と市町の協働体制を確立することが必要である、専門性を持つ県と現場をよく知る市町がパートナーとして補完しあうことも検討されるべきとの意見が寄せられている。ただし、県と市町の役割の整理が単に県の地方機関の肩代わりを求めるものであれば県と市町の信頼関係を損なうとの意見もあったので留意すべきである。

(2) スリムで効率的な組織体制に向けた見直し

行政サービスの内容、客体等を踏まえた業務の広域化、本庁・地方機関との業務分担の再整理等による効率的な業務執行を目指した見直し

市町からも、県庁、振興局、市で重複している部分は、組織のスリム化、事務の簡素化の視点から検討が進められることを期待するとの意見がある。

(3) 県民の視点からの見直し

行政窓口を明確にするなど県民に分かりやすく、利用しやすい組織とするとともに、県民が求める質の高いサービスの提供ができる体制とする見直し

市町からも、振興局等では複数の部課が一箇所に集まり分かりやすく便利であるとの意見がある一方、振興局等の課の事務分掌が県民には分かりにくいとの意見がある。

5 総合地方機関の見直しの検討項目

(1) 総合地方機関としての機能のあり方

ア 圏域における総合的な地域経営の機能

(ア) 基本的な考え方

滋賀県は広域自治体として滋賀県域の総合的な地域経営を行うものであり、その基本となるのが滋賀県基本構想である。そして具体的には、県が担っていく環境、森林、福祉、医療、商業、観光、農業、土木などの行政分野ごとに構想を作り事業展開を図っていくこととなる。その際には、実施単位として一定のエリアを設定したり、地域差を考慮して実施内容を検討したり、地域単位でのビジョンを示すこともありうる。また、県内の一地域のみを対象とした特定プロジェクトが生まれ、その地域に限っての構想が出されることもありうる。

しかしながら、現在の振興局等のように一定の圏域について、県が総合的な地域経営を考え、実施していくことは、市町合併が進展した状況では、市町優先の原則、近接および補完性の原理からも、市町の役割として考えるべきであり、県は広域的課題の解決や専門性の高い行政分野での地域経営機能を果たせばよいと整理できる。ただし、市町合併が進んでいない地域等では、市町の枠を超えた視点で地域特性を活かした振興策をリードするなど県が地域経営機能を果たすことも考慮する必要がある。

(イ) 市町意見

市町からは、地域振興・地域経営は市町が主体的に行うべきとの意見もあるものの、振興局等に圏域内の総合的な地域経営体として圏域の地域振興を強く期待するとの意見や圏域のビジョンや方向性を示し、地域全体を捉えた活性化策を展開するとともに地域経営のリーダーシップを発揮することが求められるとの意見が強く、圏域振興には圏域の実情を把握し、圏域ごとの県政推進の役割を担う振興局等と市町との連携・調整が重要との意見もある。

(ウ) 機能のあり方

市町合併で基礎自治体としての行財政能力を備えた市の区域においては、基本的方向に従いこの機能の見直しを行うとしても、小規模町等については、過渡期的に県が何らかの支援をするなどの地域の実情を十分に踏まえた弾力的な対応が必要である。もっとも何らかの支援を行うにしても振興局等が総合地方機関として果たすべき圏域振興機能を十分に果たせてこられなかった点を考慮し、どのような形態で支援するのが良いのかは検討することが必要である。

なお、県の担う各行政サービス分野において、必要に応じて圏域の視点にたち事業展開を図ることは、これまでと同様である。

イ 現地における部門間の調整の機能

(ア) 基本的な考え方

県の部門間の横の調整機能である総合調整機能は、地方分権の進展にかかわらず、本庁においても地方機関においても必要であり、このことは地域振興局設置当時と特に変化はないと考えられる。

もっとも、現在の振興局等では十分な総合調整機能は果たしていないとの評価があり、その原因として、事業の多くが令達予算により執行される等本庁の方針・権限により事業が展開されることが多く、振興局等のみでは調整できないことが指摘されており、その点を踏まえ地方での調整機能をどのレベルまで求めるのかを整理し、検討すべきであるといえる。

地方での総合調整機能を確保するには、現在の振興局等の制度が唯一のものではなく、通常の調整機能であれば組織の形式にこだわらなくとも関係機関・部局間で可能といえる。ただし、指揮命令系統が明確で部門間の総合調整が円滑にできる現在の振興局等の制度以上の総合調整機能を発揮できる制度については具体的には想定できない。

(イ) 市町意見

市町からは、振興局等の総合調整機能はほとんど機能していないので振興局等の必要性は低い、また、各部門の業務が専門化しており振興局等に調整機能まで期待するのは無理との意見や本庁で一括対応すればよいとの意見がある一方、本庁では複数課にまたがる事務についても振興局等では一箇所で助言してもらえ、また、振興局等で部局横断の調整機能を発揮するには、本庁からの実質的な権限移譲が必要であるとの意見もあった。

なお、市町からは振興局等に総合調整機能として管内の市町間の調整を期待するとの意見が多くあったが、この部分は県の各行政分野における圏域調整に係るものと考えられ、各行政サービス機能を展開する際に、十分に市町間の調整機能を果たすべきである。

(ウ) 機能のあり方

地域振興局設置当時の理念と同レベルの総合調整機能を今後も地方機関に求めるならば、現在の局長をトップとする総合地方機関のような体制が必要と考えられる。しかし、見直しの背景、現在の事業執行の仕組み等を踏まえれば、今後は、

事業執行に係る総合的な部門間の調整は方針の決定権を有する本庁で担い、地方ではある程度の連絡調整、情報の共有化というレベルの機能を求めることが妥当とも考えられ、この場合は、必ずしも総合地方機関等としての組織でなくとも、単独機関化して調整会議等で担保する方法もありうると考えられる。なお、その際もどこかに総合的窓口機能を持たせるなどの工夫は必要であるとともに、地域で解決すべき専門的課題等により複雑な調整が求められる場合への対応も検討することが必要である。

ウ 市町の行財政運営への助言、市町の行政サービス向上に対する支援の機能

(ア) 基本的な考え方

この機能については、地方分権の考え方、市町合併の進展を踏まえれば、市町に対する行財政指導、財政支援から環境、農政、土木等の専門化、高度化する市町の業務への支援にシフトすべきであると整理できる。ただし、小規模町等へは財政支援、行財政指導も配慮が必要である。

なお、合併支援については、合併新法の期限まではその機能は不可欠であり、近い距離で微妙なニュアンスの情報を交換しつつ、振興局等ですべきと考えられる。

(イ) 市町意見

市町からは、合併等により総体として市町の健全な行財政システムの構築能力や政策立案能力が向上していることから市町への支援の期待は低下している、市町への支援は合併など一定の分野でよいとの意見があり、一方、市町の基礎自治体としての専門的知識、体制整備への支援、専門的分野での職員派遣、人事交流を希望する等専門的分野での県の人的支援を期待する意見が多い。

ただ、地域の実情にあわせてきめ細かな指導・支援への期待、身近な相談窓口への期待もある。

(ウ) 機能のあり方

支援の内容に応じて以下のとおり整理できる。

市町の行財政運営への助言について 地方分権の考え方からは、最終的には市町の行財政運営は市町の自律的な考えに従いなされるものであり、県が指導するものではないと言えるが、当面は県としてもその自律的運営を支援することが必要であり、また、その他にも法定の協議、全国調査への対応が必要である。よって、引き続きこの機能は果たしていく必要があり、その内容がより高度化、専門化していることから、本庁での対応も検討すべきである。

ただし、小規模町等については、より支援の必要性が高いと考えられるため、身近なところでの窓口機能を残すなど何らかの措置が必要かの検討を要する。

市町合併支援について 少なくとも合併新法の期限までは現状を維持する等の対応が必要である。

市町の行政サービス向上に対する支援について 専門化、高度化する市

町の業務に対しては県の専門性を活かし、職員派遣による技術指導、市町の人材育成の視点による支援を充実することを検討すべきである。

エ 危機管理機能

(ア) 基本的な考え方

この機能については、油や危険物の流出事故、鳥インフルエンザ、コイヘルペス対策、硫化水素自殺への対応等有効に機能した事例があり、また、今後も起こりうる危機管理事案に迅速かつ的確に対応することが必要である。

現在の局長をトップとする総合地方機関としての形態においては、指揮命令系統も明確で、比較的有効に危機管理機能は働いている。一方、単独機関化した場合は事案等に応じて次のように整理できる。

大規模自然災害等危機管理局所管事案

関係機関の長による地方本部体制を編成すれば対応できるが、統括部署、リーダーが必要となる。

各部局所管事案

担当部局がその都度異なり、迅速、統一的な対応に懸念がある。

平常時

指定機関が対応するが、効果的な防災施策の推進には疑問が残る。

(イ) 市町意見

市町からは、災害発生時など非常時の迅速な現地対応や平常時の状況確認には振興局等の役割が重要であり、地域の実情を熟知し、即座に対応できる県の専門職員の配置が必要であるという意見、危機管理は本庁対応では遅く現場に近いところで担うべきであり、現状でも十分とはいえないとの意見等があった。

(ウ) 機能のあり方

総合地方機関の形態を見直し、単独機関化した場合でも、中心となる機関を置くことで対応が可能といえるが、各部局所管事案の場合、対象事案により担当機関が異なり迅速かつ総合的な対応が懸念されることから、実効性のある危機管理体制の構築を検討する必要がある。なお、危機管理の現場のエリアは現在のエリアから広域化することには情報収集、初期対応に時間が必要となるなど問題が多い。

オ 行政サービス提供機能

(ア) 基本的な考え方

行政サービス提供は基本的に現地で行う必要があり、また、危機管理の面からも、迅速な情報収集とともに現地における初期対応を図ることが必要であることから、サービス提供のための現地事務所としての機能を存置することを基本として考えるべきである。

さらに、市町村合併の進展に伴い、市町の行政能力が向上し、県に対して求められる広域的、専門的な役割は今後高度化していくと考えられることから、こう

した役割を果たしていくために、各行政分野における専門性を一層向上させていかなければならない。

(イ) 市町意見

市町からは、税務、健康福祉、環境、森林、農業、土木等の各行政分野のいずれも現地でのサービスの低下は避けることが基本であり、特に専門性が求められる行政分野においては、現状の維持が大切であるとする意見が多い。

(ウ) 機能のあり方

県としては、現下の厳しい行財政状況のもと、効率的な行政運営とともに一層のスリム化を図っていかなければならない。また一方で、サービス提供だけでなく、各地域における危機管理機能の向上や、医療などの県民の安全と暮らしを守る重要課題に対応するなど充実を図っていくことが求められている。

こうしたことから、今後、それぞれの行政需要や行政客体の状況に応じて、業務の集中化や運営体制の拠点化、あるいは単独機関化などにより、各行政分野ごとに最適な行政サービスの提供体制とすることが必要である。

(2) 総合地方機関の組織のあり方

現在の振興局、地域振興局、県事務所の形態での機関は、総合調整機能および危機管理機能については有効に機能を発揮する場面もあるが、これらの機能の発揮は、必ずしも総合地方機関の形態でなければならないものではない。一方で、市町には、これらの機能を十分に発揮するには現状では不十分であるとする意見もある。

また、行政サービス提供機能では、行政分野ごとに課題や行政客体が異なることから、それぞれの対応のために必要となる専門性の確保やサービス提供の最適な方法も異なり、現在のように各機関が一定程度同等の機能を有する総合地方機関の形態は、見直しを図らざるを得ない。

今後、各地域において効率的に行政サービスの提供を行いつつ、総合調整機能、危機管理機能を維持していくことが必要であり、現在の総合地方機関の形態にとらわれずに、各行政分野ごとの最適なサービス提供の形態を構築しつつ、総合調整機能、危機管理機能を発揮できる新たな体制や仕組みを検討していく必要がある。

(3) 各行政分野のサービス提供区域のあり方

市町合併、地方分権の進展により、県の果たすべき役割は、市町では担うことのできない高度で専門的な行政サービスを提供することを基本として役割分担を図らなければならない。

さらに、こうした行政サービスは効率的・効果的に提供していくことが求められるため、各行政分野ごとにそれぞれの地域の行政需要や行政客体を十分踏まえて、行政分野によっては単独機関化も視野に入れながら各サービス提供区域を見直すことが必要である。